

こ 成 保 2 1 4  
5 文科初第 1725 号  
令和 5 年 12 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行について  
(通知)

令和 5 年 12 月 28 日、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(令和 5 年内閣府・文部科学省令第 2 号。以下「改正命令」という。)が別添のとおり公布され、同日施行された。

改正命令の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

令和 3 年 11 月から開催されているデジタル臨時行政調査会(以下「臨調」という。)においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」(令和 3 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日臨調決定)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和 4 年 12 月 21 日臨調決定。以下「工程表」という。)を策定し、これらに基づき、各府省はアナログ規制の横断的な見直しを行うこととされているところ。

これらの中で、現行法上、申請・届出や作成・保存の方法について、磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続のオンライン化や新たな情報通信技術の導入・活用の妨げとなっている状況があるため、各府省においてはこうした状況を一掃し、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、各主務省令について見直しを行うこととされている。

これを踏まえ、こども家庭庁及び文部科学省が共同で所管する命令のうち、工程表において見直しが必要とされているものについて、所要の改正を行うもの。

## 第2 改正の内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第4条第1項各号、第6条及び第8条第1項第2号において、書面の保存等に磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定を見直し、「電磁的記録媒体」と抽象的規定に改める。

## 第3 施行期日

令和5年12月28日

### 【添付資料】

(別添) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和5年内閣府・文部科学省令第2号）

○本件についての問合せ先 こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係 Tel : 03-6858-0058
---